

答申第41号

平成28年6月30日

青森県知事 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会

会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成27年11月9日付け青環第508号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

自動車リサイクル法に基づく〇〇〇〇に対する行政調査及び行政処分の有無及び内容が分かる文書についての不開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）は、「〇〇〇〇に対する行政調査及び行政処分の有無及び内容が分かる文書」のうち、「行政処分の有無及び内容が分かる文書」については、その存否を明らかにしないで行った不開示決定は、これを取り消すべきである。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成27年8月11日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「〇〇〇〇に対する行政調査及び行政処分の有無及び内容が分かる文書」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、開示請求された行政文書について、当該行政文書の存否を答えること自体が、事業を営む個人の正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第4号により不開示とすべき情報を開示することとなるので、当該行政文書の存否を答えることができないとして、不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成27年8月21日、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成27年10月16日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 前提事実ーガス爆発事件の発生

平成22年11月20日、青森県弘前市の木造2階建建物（以下「本件建物」という。）の1階店舗部分でガス爆発があった。これにより、本件建物を含む3棟の建物が全焼となったほか、本件建物に居住していた1名が死亡し、5名が火傷の傷害を負った。

ガス爆発の原因は、本件建物1階部分を賃借して店舗を営んでいた個人事業主が自動車燃料装置用のガスボンベ（タクシー車両用）をガスコンロに繋いで使用していたところ、ガスボンベのバルブが緩み、そこから液化石油ガスが漏出したことによる。

なお、異議申立人は、このガス爆発で亡くなった者の親族である。

(2) ガスボンベの入手

本件では、ガス爆発を起こした個人事業主はガスボンベを知人Aから譲り受けているが、その知人Aはさらに知人Bから、知人Bはさらに使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）に基づく解体業者名簿にも記載されている「〇〇〇〇」から譲り受けていることが刑事事件記録から明らかとなった。ちなみに〇〇〇〇はタクシー会社からガスボンベを入手した旨述べている。

一般的に、産業廃棄物排出業者は、産業廃棄物運搬業者や産業廃棄物処理業者との間で産業廃棄物処理契約を締結し、マニフェストを取り交わすことになる。そして、産業廃棄物処理業者はその契約に基づき産業廃棄物を最終処分することになるが、今回、どういうわけかガスボンベが最終処分を免れて市場に流れ出ているのである。刑事事件記録によれば、〇〇〇〇は年間10個くらいのガスボンベをクズ化処理しないで市場に出していると述べており、自ら違法行為をしていることを認めているのである。

(3) 条例第7条第4号本文

条例の立法趣旨が青森県の説明責任を全うさせるところにあり、開示請求権者を限定しないものと解されること、行政文書は開示されるのが原則であり、一定の事由に該当しなければ不開示とすることができないとされていることに照らすと、利

益侵害情報として不開示情報にあたるといえるためには、主観的に他人に知られたくない情報であるというだけでは足りず、当該情報を開示することにより、当該事業者の権利や公正な競争関係における地位、ノウハウ、信用等の利益を害するおそれが客観的に認められることが必要であり、上記のおそれが存在するといえるためには、単に事業者の利益が侵害されうるという抽象的な可能性が認められるだけでは足りず、法的保護に値する程度の蓋然性をもって利益侵害が生じ得ると認められることが必要と解するのが相当である。

以上を前提に本件について見るに、〇〇〇〇に対して行政調査及び行政処分があったかどうかという情報は、仮に公開されたとしても、単に行政調査及び行政処分があったかどうかという事実のみを公表するだけのものであり、行政調査及び行政処分を受けたからすぐにマイナス評価につながるという関係にはない。また、行政調査及び行政処分の内容を公開したとしても、そのことが直ちに公正な競争関係に影響を及ぼす状況にはない。行政処分を受けたことを公開するとどうして競争関係が公正でなくなるのか説明がつかないのである。さらには、本件はそもそも産業廃棄物処理のノウハウが問題となっている事例でもない。つまり、本件は〇〇〇〇の権利や利益が侵害されうるという抽象的なおそれがあるに過ぎないのである。それ故、申立人が公開を求める文書は条例第7条第4号により不開示とすべき情報には該当しないのである。

(4) 条例第7条第4号ただし書

仮に、百歩譲って、開示請求した行政文書が条例第7条第4号に該当するとしても、開示請求した行政文書は条例第7条第4号ただし書に該当するため開示すべき情報に該当する。

上記(2)でも主張したとおり、本件のガスボンベは産業廃棄物処理という〇〇〇〇の事業活動の過程で生じた危害である。本来であれば、クズ化処理して最終処分までしなければならないところ、それをせずに、ガスが入ったまま知り合いに横流しし、最終的には大事件へとつながるきっかけを作っているのである。本件以後も、このような横流しが常態化しているのであれば、青森県民の生命、健康、生活又は財産に対する差し迫った重大な危険がまさに野放しになっているのであり、再発防止という観点からもまさに「公にすることが必要であると認められる情報」に該当する。

よって、仮に、開示請求された行政文書が条例第7条第4号本文に該当して不開示となったとしても、同文書は条例第7条第4号ただし書に該当するため開示すべきなのである。

(5) 理由説明書に対する反論

ア 条例第7条第4号について

しかし、理由説明書には、情報を「開示することによって、相当程度の蓋然性

をもって、事業を営む個人の社会的評価や社会的信用を損なうおそれがあり、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるものであることから、条例第7条第4号による不開示情報としての取扱いが相当である。」との極めて形式的な理由しか述べられていない。つまり、当該情報が開示されることにより、どうして個人の社会的評価や社会的信用が損なわれるのか、どのような個人の権利や競争上の地位その他正当な利益が、どのように害されるのかの実質的な理由や説明は一切述べられていない。単に条文を当てはめた結論しか述べられていないのである。否、むしろ述べられていないということは、申立人が開示を求めている情報が不開示情報ではないことを明らかにしているといえる。

そもそも条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に寄与することを目的として定められたものである。(条例第1条)。かかる条例の立法趣旨からすれば、不開示理由についても、県民が的確に理解でき、県民からの批判を仰げる程度にまで具体的に開示されるべきであり、理由説明書の内容では不十分であって、再度、不開示にした実質的な理由及び公益上の義務的開示に該当しないことの理由を求める。

イ 条例第10条について

一般的に、情報の開示請求がなされた場合、請求対象文書が存在すれば、不開示情報に該当しない部分は開示決定をし、該当する部分は不開示決定をする。不開示決定をする場合には、理由を提示することになる。もし、請求対象文書が存在しない場合には、不存在の理由を提示して拒否処分をすることになる。ただ、例外的に、開示請求にかかる行政文書の存否自体を明らかにすることによって不開示情報の規定により保護しようとしている利益が損なわれる場合がある。これを防止しようとしたのが条例第10条である。法人等に関する情報についていえば、特定企業を名指しして新商品の認可申請書の開示請求があった場合に、当該文書の存在を明らかにしてしまえば、認可申請があったことが明らかとなり、特定企業の企業戦略が競争企業に知られ、競争上の地位が侵害されることになる。このような場合には、当該企業の競争上の地位が害される相当程度の蓋然性が認められるため、条例第10条の適用が認められることになろう。

しかし、行政調査・行政処分の有無が分かる文書の開示、行政調査・行政処分の内容が分かる文書の開示を求め、仮にその開示が認められたとしても、本件では、個人の社会的評価や社会的信用がどのように損なわれるのか、どのような個人の権利や競争上の地位その他正当な利益が、どのように害されるのかの実質的な理由や説明は一切述べられていないため、そもそも条例第10条が適用できるかどうかの判断ができない。

それ故、この点でも、上記アでも主張したとおり、不開示にした実質的な理由

の開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書等によると、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書を不開示とした理由

異議申立人による開示請求の対象となる文書は、「立入検査・監視指導票」や「行政処分の通知書」等であると思われる。

当該行政文書は、自動車リサイクル法第62条に定める許可基準への適合状況や改善を求める必要があった場合の指示事項等が記録されたものであり、本件開示請求は、当該行政文書の存否を答えるだけで、条例第7条第4号による不開示情報を開示することとなるものであるため、条例第10条の規定に基づき、行政文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否したものである。

2 異議申立人の主張に対する反論等

(1) 条例第7条第4号本文への該当

これまでの行政調査の有無・内容、行政処分の有無・内容は、一般的に「主観的に他人に知られたくない情報」であることに加えて、仮に過去に違反行為があった場合には、それらを開示することによって、相当程度の蓋然性をもって、事業を営む個人の社会的評価や社会的信用を損なうおそれがあり、当該個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益が害されるものであるから、条例第7条第4号による不開示情報としての取扱いが相当である。

(2) 条例第7条第4号ただし書への該当

自動車リサイクル法では、再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、資源の有効な利用の確保等を図るため、自動車リサイクル法第9条において解体業者による再資源化に関する基準を定めており、解体業者が使用済自動車又は解体自動車から部品、材料その他有用なものを回収したときは、「当該有用なものの再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができる者」に引き渡すこととされている。以上を踏まえれば、当該有用なものを引き取った者が適正な取扱いをした場合は危害が生じるものではなく、引き渡した行為自体が、危害を生じるおそれがあるとまでは言えないことから、条例第7条第4号ただし書に該当しないものである。

(3) 条例第10条の適用

本件開示請求は、事業を営む個人を名指しした探索的請求であり、当該行政文書の存否を答えるだけで、条例第7条第4号の不開示情報を開示することとなるため、

条例第10条が適用されるものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

一方、「原則開示」を基本理念とする本条例においても、個人に関する情報のうち個人の秘密その他の通常他人に知られたくない情報については、個人の尊厳を確保し、もって基本的人権を尊重するとの観点から最大限に保護されるべきであり、みだりに開示されてはならないものである。

この趣旨から、当審査会は、本件処分において実施機関が開示としないことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即して判断するものである。

2 本件開示請求の対象行政文書について

本件開示請求は、異議申立人が、〇〇〇〇に対する行政調査及び行政処分の有無及び内容が分かる文書の開示を求めたものである。

このため、本件開示請求の対象行政文書（以下、「本件対象文書」という。）が存在する場合、実施機関が〇〇〇〇に対し、行政調査又は行政処分を行ったという事実があることが前提となっている。

3 本件処分の妥当性について

実施機関は、「本件開示請求は、事業を営む個人を特定した請求であることから、開示請求された行政文書が仮に存在するとしても、条例第7条第4号により全て不開示となるものであり、条例第7条第4号ただし書にも該当しないものである。また、当該行政文書の存否を答えるだけで、条例第7条第4号による不開示情報を開示することとなるため、条例第10条の規定に基づき、行政文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を不開示としたものである。」と主張していることから、その妥当性について検討する。

(1) 条例第7条第4号本文該当性

ア 条例第7条第4号本文の趣旨

条例第7条第4号本文は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は、原則として不開示とすることとしている。

イ 条例第7条第4号本文該当性

(ア) 一般的に、事業者が行政調査ないし行政処分を受けた事実の有無が明らかにされた場合は、当該事業者において違法行為等の不適切な行為があったのではないかと推測され、その結果、当該事業者の社会的評価の低下を招き、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

(イ) 実施機関は、行政調査の有無及び内容については、公表していないとのことである。よって、本件対象文書のうち、行政調査の有無及び内容に関する文書は、条例第7条第4号本文に該当する。

(ウ) 一方、実施機関は、行政処分を行った場合は、使用済自動車等の適正な再資源化を確保するため、使用済自動車が適正な登録・許可業者に引き渡しができるよう、被処分者に関する事項、不利益処分内容及び不利益処分の理由を公表することとしているとのことであった。

よって、行政処分の有無及び内容については、公表慣行があるものと認められ、本件行政文書のうち、行政処分の有無及び内容に関する文書は、条例第7条第4号本文に該当しない。

(エ) なお、実施機関は、当該不開示決定処分時点においては、過去に公にされたものであっても、時の経過により、開示請求の時点では公にされているとは見られない場合があり得ることから、存否応答拒否妥当と考えたものであるが、再検討した結果、行政処分を行った場合は、公表し、処分の内容を情報提供することとしているため、存否応答拒否する事案ではないと判断した旨述べている。

(2) 条例第7条第4号ただし書該当性

ア 異議申立人は、「〇〇〇〇は、本来であれば、ガスボンベをクズ化处理して最終処分までしなければならないところ、それをせずに、ガスが入ったまま知り合いに横流しし、最終的にはガス爆発事故という大事件へとつながるきっかけを作っているのである。本件以後も、このような横流しが常態化しているのであれば、青森県民の生命、健康、生活又は財産に対する差し迫った重大な危険がまさに野放しになっているのであるから、再発防止という観点からもまさに「公にすることが必要であると認められる情報」に該当するから、同号ただし書により開示されるべきである。」旨主張している。

イ なお、本件行政文書のうち、行政処分の有無及び内容に関する文書は、条例第7条第4号本文に該当しないので、条例第7条第4号ただし書該当性については、

行政調査の有無及び内容に関する文書についてのみ検討する。

- ウ 条例第7条第4号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、例外的に開示するものとして「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を規定しているが、これは、同号本文に該当する情報であっても、公益上の観点から、開示することの利益が、不開示とする利益に優越するものについては、例外的に開示することとしたものである。
- エ しかし、過去において行政調査を受けたことが、開示請求時点という現在における、県民の生命、健康、生活又は財産に対する重大な危険に直ちに結びつくものとは言えず、本件対象文書を開示することが、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとまでは言えない。
- オ よって、本件対象文書が、条例第7条第4号ただし書に該当するとは認められない。

(3) 条例第10条該当性

ア 条例第10条の趣旨

- (ア) 条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨規定している。
- (イ) この場合、例えば、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否するのでは、拒否したこと自体で当該行政文書が存在することが推測されることになる。
- (ウ) したがって、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要である。

イ 条例第10条該当性

- (ア) 行政調査の有無及び内容については、公表の慣行がないことから、本件対象文書の存否を明らかにするだけで、当該特定事業者が行政調査を受けた事実の有無が明らかとなり、条例第7条第4号の不開示情報を開示することになる。
- (イ) よって、行政調査の有無及び内容が分かる文書については、条例第10条に基づき、行政文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行った実施機関の判断は、妥当であると認められる。
- (ウ) 一方、行政処分については、第5の3の(1)でも述べたように、当該情報について公表する慣行があり、条例第7条第4号に該当しないことから、当該文書の存否についてまで応答を拒否したことは妥当ではない。

4 結論

以上のことから、行政処分の有無及び内容が分かる文書については、その存否を明

らかにした上で、改めて開示、不開示の判断をすべきである。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

(1) 実施機関と異議申立人とのやり取りについて

ア 異議申立人は、本件ガス爆発事故による被害者の遺族である。異議申立人は、開示請求に先立ち、平成26年9月9日付けで実施機関に対し「お願い」文書を送付し、その中で、〇〇〇〇がガスボンベを横流ししていた事実を県が把握していたか否か、把握していた場合の行政処分の内容等について回答するよう求めた。

これに対し実施機関は、「解体業者が液化石油ガスのボンベを横流ししていたということについては、・・・県として把握していませんでした。」「事実確認した上で、法に基づき適正に対処します。」と回答した。

イ 実施機関は、「県」とは、自動車リサイクル法を所管する環境政策課のことであると判断し、実施機関内の関係課には確認しないまま、上記の回答をしたとのことである。

ウ しかしながら、「県」として回答する以上は、本件「お願い」文書の端緒が、ガス爆発火災事故であることに鑑みれば、火災事故を所管する部署や高圧ガスの保安を所管する部署でも調査を行う可能性があることが予想されるどころ、その確認をしないままに「県として把握していない。」と回答したことは、不適切な対応であったと言わざるを得ない。

(2) 遺族側への情報提供について

ア さらに異議申立人は、平成27年4月16日付けで再度「お願い」文書を送付し、実施機関に対し、事実確認の進捗状況等の報告を求めた。

しかしながら、実施機関は、事実確認結果について回答を差し控える旨回答した。

イ 異議申立人は、開示決定等に対する異議申立人という立場の前に、ガス爆発事故の遺族という立場があり、この立場からすれば、当該事故に関連する行政調査及び行政処分の有無及び内容について知りたいという思いは十分理解できるところである。

ウ 例えば刑事事件の場合は、検察側は、告訴人ないし告発人に対し、被疑者の起訴・不起訴の結果を伝える義務がある。特に、事件の被害者に対しては、単なる起訴・不起訴の結果だけでなく、積極的に情報提供するような運用がされている。

エ 行政文書開示請求に対する対応としては、上記4のとおりであるが、当審査会としては、実施機関は、遺族等の利害関係人に対する情報提供について、より一層開かれた対応をするよう期待するものである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成27年11月 9 日	・実施機関からの諮問書を受理した。
平成27年12月 2 日	・実施機関からの理由説明書を受理した。
平成27年12月24日	・異議申立人からの反論書を受理した。
平成28年 1 月15日	・反論書に対する実施機関からの意見書を受理した。
平成28年 1 月25日 (第65回審査会)	・審査を行った。
平成28年 2 月15日 (第66回審査会)	・審査を行った。
平成28年 3 月10日 (第67回審査会)	・審査を行った。
平成28年 4 月22日 (第68回審査会)	・審査を行った。
平成28年 5 月20日 (第69回審査会)	・審査を行った。
平成28年 6 月24日 (第70回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学部准教授	
河合 正雄	国立大学法人弘前大学人文社会科学部講師	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者

(平成28年 6 月 30 日現在)